

9条・岡山県医師歯科医師の会通信 No.8

2011.5. 「9条の会」アピールを支持する岡山県医師歯科医師の会
事務局：703-8266 岡山市湊374-3 湯原内科医院内 Fax 086-276-3629

東日本大震災で被災された方々に心からお見舞い申し上げます

第9回憲法講演会を開催 2011年2月13日

「民主党政権下の憲法9条の役割」

小畑隆資岡山大学名誉教授が講演

当医師の会は、2月13日(日)、岡山市内で第9回憲法講演会を開催しました。この講演会では、「民主党政権下の憲法9条の役割」と題して、小畑隆資岡山大学名誉教授にご講演いただきました。

講演会には、当9条の会会員をはじめ、宗教者、マスコミ、科学者の各9条の会、各地の9条の会などから約30名が参加しました。



(講演の要旨)

はじめに

講師は、最初に、「在日米軍や自衛隊は本当に日本人民を守る防衛力なのか」と問題提起し、「国」という言葉に国家、国、国民など全てを含めて使われていることに注意を促しました。

民主党政権の動向について

講師は、民主党が大勝した2009年衆議院選挙の民主党マニフェストから菅直人第二次内閣までを検証し、民主党政権は「憲法重視」を言いながら、方向転換を図っている。それが、軍隊は誰を守ってくれるのかを検証しないまま行われている、と問題視しました。

明治憲法体制下の軍隊-天皇の軍隊

講師は、次に明治時代の諸文献を紹介し、水戸学の会沢安著「新論」(1825年)は、「強本弱末」政策(年貢の取り立てなど)で権力維持を唱えたが、「外国打ち払い令」を機に国力状況のために、国を守る気概を持たせるために皆兵制を主張していた。

岡義武著「日本政治史 I」(1967年)では、フランス士官の記録として四国連合艦隊による下関砲撃(1864年)の後、フランス兵が戦利品として長州藩の大砲を運ぶときに日本人が協力した。その時に日本人は戦争を嫌いだたと語り、外国人を敵とも思っていなかったと記されている。この事をどうするかが明治国家の課題であり、天皇制の強化につながった。その後、王政復古の宣言(1868年)、五箇条の誓文(1868年、明治元年)、徴兵告諭(1872年、明治5年)となっていく。

徴兵告諭では、武士を「抗顔座食シ、甚シキニ至ッテハ人ヲ殺シ」と非難し、庶民も武器を持つこと(徴兵制)によって平等となるとして、徴兵制をしいた。その後、竹橋事件(不満を持った近衛兵部隊の反乱、1878年、明治11年)を契機に軍人勅諭(1882年、明治15年)を發し、「我国の軍隊は、世々天皇の統率し給う所にぞある」「朕は汝等を股肱と頼み、汝等は朕を頭首と仰ぎてぞ、其親は特に深かるべき」「汝等皆其職を守り、朕と一心になりて力を国家の保護に尽さば」と、軍隊は天皇と国家のためのものであると律している。その後、明治憲法(1889年、明治22年)、教育勅語(1890年、明治23年)が定められた。

これらの経過でつくられた日本の軍隊が何を行ったかは、謝花直美著「証言 沖縄「集団自決」慶良間諸島で何が起きたか」(岩波新書 2008年)に詳しい。しかし、教科書検定は「日本軍の強制による集団自決」を主語のない「集団自決」に書き改めさせた。また、田中信尚著「沖縄から、沖縄を問う「靖国」」(世界、2004.9月号)では、「軍民一体の戦争」と言説を批判し、軍による「壕追い出し」「墓追い出し」「食料強奪」の体験を明らかにしている。しかし、厚生省は「戦傷病者戦没者遺族等支援法」を一般住民であっても「戦闘参加者」に該当すれば適用することにし、その過程で「壕追い出し」を「壕提供者」、「食料強奪」を「食料提供」、「スパイ嫌疑による斬殺」を「軍事能力低減化の未然防止」などとねじ曲げ、9.4万人の一般住民被害者のうち5.5万人が「戦闘参加者」となった。

日本国憲法第9条=軍国日本の総括としての前文と第9条

憲法前文は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることの内容にすることを決意」と述べ、戦前の経験に基づく、国は人民を守ってくれないという認識を示している。そして、九条は、「国際紛争を解決手段」としての「武力による威嚇又は武力の行使」を放棄すると宣言し、国家や国家間の戦争と武力を否定している。第二項においても否定されているのは国家の戦力であり、国家の交戦権である。基本的人権=自然権の思想から読むと、日本国民は、外敵から人権を守るための「自然権力」を政府=国家に委ねていないのである。これから見れば、政府=国家の軍隊はいかなる意味においても憲法違反である。

核時代の現代にあっては、国家は他国からの攻撃に対して国民の生命・自由・財産、幸福追求権を防衛し得ない。世界平和の確立こそがもっとも有効な自衛の方法である。

米軍・自衛隊は日本人民を守る軍隊か？

日本再武装の目的は、朝鮮戦争が始まり、在日米軍を投入することになり、海外や国内の反乱から日本政府や基地を守るために再軍備に踏み切ったと在日軍事顧問団幕僚長のフランク・コワルスキーが記している。

自衛隊法(1954年)では、「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つために・・・我が国を防衛することを主たる任務とし、・・・公共の秩序の維持に当たる」としているが、憲法を守る、国民を守る、憲法を遵守するとは書いてない。

武力攻撃事態対処法(2003年)では、「国の責務」として、「我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有する」と定めているが、これは「国民を守ることが国を守ること」という憲法の論理の逆になっている。この対処法に基づく「国民保護のための措置に関する法律」の具体化を進めた鳥取県では、2001年に全国で初めて現職自衛官が県に出向し、その後も元自衛官が県防災局にスカウトされ、軍民一体の思想を流布している。さらに、新潟県中越地震(2004年)の際には情報収集を依頼された自衛隊は山古志村の被災状況を撮影しながら県側には知らせなかった。その新潟県知事は「人命救助という一番重要なポイントにおいて・・・情報提供としては不十分だった」と語っている。

終わりに

在日米軍・自衛隊は日本憲法の基軸である日本人民一人ひとりの基本的人権＝生命・自由及び幸福追求権を守ることを基本課題としていない。日本人民を守る「防衛力」であることの論証は未だなされておらず、逆に危険にさらす可能性の方が強い。

基本的人権と9条は我々の「いのちと暮らし」を守る最大の武器である。

以上のような講演の後、活発な質疑が行われ、また、宗教者9条の会より、「今年のNPTについて県下全首長の賛同署名を頂いた」こと、「NPTが2013年に中東非核地帯に関する会議を開催する」ことを決定したことなどの報告、「今、日本首相のパールハーバー訪問の要請署名運動を進めている」ことなどの紹介と協力の呼びかけが行われました。

(文責：事務局)

活動資金募金のお願い

お世話になります。本会は会員の寄付金と講演会等での募金で運営しておりますが、既に活動資金が枯渇しております。また、今秋には6周年記念講演会を開くことを予定しております。

つきましては、会員各先生に活動資金の募金をお願いできれば幸いです。

本会の呼びかけ人・世話人を務めて下さった左記の先生がご逝去されました。

岡 鉄治 (岡山市)
永瀬 正巳 (岡山市)

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

ご協力いただける場合は、同封の郵便振替用紙にて、
郵便局でお振り込みいただければ幸いです。

何卒、よろしくお願い申し上げます